

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	瓦屋寺 (建部瓦屋寺町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平成5年から集落一農場で集落営農を開始し、その後、平成26年に法人化し農事組合法人瓦屋寺夢農場を設立し現在に至る。営農開始以来、構成員の大きな変化がなく高齢化が進み、後継者問題が課題となっている。令和7年度から始まる予定の東近江地区国営農地再編事業に取り組み、農地の大規模化、用排水路の更新、高収益野菜栽培など課題は多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者の育成と近隣の法人との連携のより、人の確保と機械等設備投資を抑え健全経営を目指し、水稻中心の農業から高収益野菜に取り組む。その手始めに玉ねぎの生産に取り組んでいる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農用地の集積も集団化も行っている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
町内農地は全て農地中間管理機構を活用して、農事組合法人瓦屋寺夢農場が引き受けている。
(3)基盤整備事業への取組方針
東近江地区国営農地再編整備事業に取り組んでいる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
近隣の農業法人との連携を検討する、建部地区法人連絡協議会を開催しJA、県農産普及課、市のアドバイスや相談を受けながら法人間連携や法人の合併などを検討している。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
玉ねぎ栽培において、JAグリーン近江に播種の共同化、定植機、掘り起こし機の賃借、ピッカー作業の委託等

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。

③直進アシスト農機やドローン防除、施肥、自動給水システムなど取り組む。

⑦河川、農業用排水路等の保全管理を継続して行う。